「いじめ防止 これだけは!」(岐阜県教育委員会)より

中津川市立山口小学校

いじめをしない!させない!許さない!



いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を 与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為 の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推 進法第2条)



教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子どもをしっかり守る!

そのために…

- 1. すべての教職員が一致協力した指導体制づくり
- 2. 早期発見・早期対応、何よりも未然防止



【未然防止】

- ◎子どもの「居場所」づくり、 子ども同士の「絆」づくりを!
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを!

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を!
- ◎正確な事実確認を!

【保護者との連携】

◎児童生徒の幸せにつながる 信頼関係づくりを!

【関係諸機関との連携】

◎警察や子ども相談センター等と 必要に応じた連携を!

学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント

<「いじめ」指導への基本的な考え方>

(文部科学省: 学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント)

- 口いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り 組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやす い授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく 学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。
- 口また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応 を旨とした対応の充実を図る必要があり、関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童生 徒一人一人に応じた指導・支援を、積極的に進めていく必要がある。

中津川市立山口小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教 師と児童生徒と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要である。いじめは、教員や 保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識し、教員 が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求め られる。

また、児童生徒に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図り ながら情報収集することが必要である。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気づくこと
- →気になる変化(遊びやふざけのような見える行為などに対して)は、 5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)をメモしておく。 ◇気づいた情報を確実に共有すること
- - →教員同士で情報を伝え合う。気になる情報を付箋に書き、掲示板等に貼っておく。(個人 情報に留意する。)
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
 - →必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ~児童のささいな変化に気づくために~
- 口朝の会での健康観察の場面で、一人ひと りの顔を見る。
- 口予定帳や日記等の記述に目を通し、気に なる書きぶりに敏感になる。 口休み時間の人間関係に気を配り、一人で
- いる児童に声をかける。

定期的に行うこと

- ■児童の生活を把握するための「心のアン ケート」や定期的な個人面談(二者懇談 等)の実施。
- ■定例子ども研やケース会議で気になる児 童について、短期的・長期的な支援の検 討と共通理解。
- ■学級力アンケート等客観的な尺度の活用。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対して

[心身の安全の保証]

訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を 提供し、担任や養護教諭を中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

• 話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の 心情を聞き取る。

②保護者に対して

[日頃の連携に努める]

・児童のよさや気になるところ等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

くいじめ防止対策のための年間計画(早期発見に関わって)>

	日常的に行うこと	定期的に行うこと
		拡大いじめ未然防止対策委員会(指導方針、指導計画等)

- 2 -

4 月	(1) 小さな変化に対する敏 (2)情報の共有、共通対応 (3)迅速な対応	1	PTA総会(いじめ基本方針説明)HP掲載 授業参観(保護者懇談) 子ども研 心のアンケート 教育相談(個別懇談)
5月	・子ども研	呆護者から の相談受入」	心のアンケート 家庭訪問(保護者との懇談) いじめ防止職員研修 教育相談(個別懇談)
6月	毎月職員会後	本制 地域からの 青報把握	心のアンケート 教育相談(個別懇談) 授業参観(保護者懇談) 人権教育研修会(職員)
7 月	「ほめほめ大作戦」		心のアンケート 教育相談(個別懇談) いじめ未然防止対策委員会
8月			心のアンケート 教育相談(個別懇談)
9月			心のアンケート 教育相談(個別懇談)
10 月			心のアンケート 資質向上委員会 人権教育研修会(職員) 教育相談(個別懇談)
11 月			心のアンケート 教育相談(個別懇談) いじめ未然防止対策委員会
12 月			心のアンケート 教育相談(個別懇談) 三者懇談(児童・保護者・担任) 保護者アンケート ひびきあいの日への取り組み
1 月			心のアンケート 教育相談 (個別懇談)
2 月			授業参観(保護者懇談) 心のアンケート 教育相談(個別懇談) いじめ対策方針説明(新1年生保護者) 学校評価委員会
3 月			拡大いじめ未然防止対策委員会 心のアンケート 教育相談(個別懇談)

[※] アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保管期間を5年とする。

Ⅲ いじめの未然防止

中津川市立山口小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの

◇いじめは、自分からは言いづらいもの

◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないものだからこそ…、子ども一人一人に対し、親身になって寄り添い、いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要!

「いじめ防止 これだけは! (平成28年2月岐阜県教育委員会)」より

1 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向 かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が、心の通じ合 うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍 できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信 を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間 関係・学校風土をつくる。

◎未然防止のポイント ◇子どもの「居場所」づくり ◇子ども同士の「絆」づくり

〇いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題 「規律」「学力」「自己有用感」 ~きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、

認められているという実感をもった生徒~



「居場所」と「絆」のある学校・学級

- □「学習規律」が確立されている学級
- ・チャイム席・全員挙手・話す聞く姿勢 □「分かった、できた」と思える授業
- ・授業改善・振り返りの時間
- 口「みんなと活動すると楽しい」と思える 学級
- □「共感的な人間関係づくり、自発性・自 治力」を磨く特別活動
- 学級活動・係活動・児童会活動
- 児童会行事

生命や人権を大切にする指導

- ■「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」 ための人権教育
- ■人としての「気高さ」や「心づかい」、 「やさしさ」に触れる道徳教育
- ■「情報端末の危険性」を学ぶための情報 モラル教育
- ■いじめに特化した教員研修会

子ども一人ひとりに対し、親身になって寄り添い、 いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要!

<いじめ防止対策のための年間計画(未然防止に関わって)>

		生命や人権を大切にする指導
4 月	学級開き 1年生を迎える会	命を守る訓練 交通安全教室・自転車教室 教育相談
5月	家庭学習強化週間①	命を守る訓練 教育相談
6月	修学旅行(6年生)	水泳指導 救急救命法講習会 教育相談
7 月		教育相談 情報モラル講習会 夏休みの生活
8月		地域防災訓練
9月	運動会	命を守る訓練 教育相談 秋の交通安全運動
10 月	社会見学 やさか教育のつどい やさか宿泊研修(5年生)	命を守る訓練 教育相談
 11 月	家庭学習強化週間②	命を守る訓練 教育相談
 12 月	ひびきあい集会	ひびきあい週間
1 月		教育相談
2月	新1年生半日入学(1年生) 中学校平日入学(6年生) 家庭学習強化週間③	教育相談
3月	6年生を送る会	命を守る訓練 教育相談

V いじめの早期対応

中津川市立山口小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見したりした場合、問題の軽重に関わらず、早期に適 切な対応をすることが大切である。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本と し、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となる。いじめの解決に向けて一人で抱え込ま ず、学年や学校体制で組織的に対応していく。いじめられている(と感じている)児童の苦痛を 取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めていく。下記が「いじめ未然防止対策委員会」が行う対応の概要である。

いじめ情報のキャッチ



「いじめ未然防止対策委員会」の招集(いじめ防止対策推進法 第23条、等、法律に基づき対応する)

【「いじめ未然防止対策委員会」における対応】(個人で対応せず、あくまでも組織で対応!)

正確な実態把握

- <把握すべき情報(例)>
- ◆誰が誰をいじめているのか?
- (加害者と被害者の把握) ◆いつ、どこで起こったのか? (場所と時間の確認)
- ◆どんな被害を受けたのか? (内容)
- ◆いじめのきっかけは何か? (背景と要因)
- ◆いつ頃から、 どの位続いてい るのか? (期間)

指導体制 • 指導方針決定



- ○被害を訴える児童から、事実及び心情を十分に聴き取る。
- 聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保・保障する。 〇いじめに関わったと思われる児童及び周囲の児童からの聞き 取りを行う。
 - 5W1Hを時系列になるように記録する。

 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聴き取る。
 ・聴き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状 況を理解する。
 - ・いじめられた児童に寄り添いつつ、いじめた側の児童にも 丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。
- ○指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の生徒)
- ○対応する教職員の役割分担を考える。
- ○すべての教職員への共通理解を図る。
- ○関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

○被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け 止 め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導 ・ 支援を行う。また、自信をもたせる言葉を 自尊感情を高める。 かけ、

〇いじめ側の児童に対しては、事実を確認する と 共に、気持ちや状況についても聞き、その 子の 背景にあるものにも目を向け指導・支援 その上で、いじめが人として決して許 する。 されない 行為であり、いじめられる側の気持 ちを認識さ せる。

○当時者の問題に留めず、学級及び学年、全校 問題として捉え今後に生かす手立てを仕組 む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
- ○発見したその日の内に家庭訪問等で保 護者と面談し、事実関係と学校の方針 を伝え、今後の対応について協議する。
- ○保護者の心情を共感的に受け止める。 継続して家庭と連携を取りながら解決 に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
- ○正確な事実関係を説明し、被害児童の 心情を伝え、よりよい解決と加害児童 の変容に向けて協力して取り組んでい くことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- ○道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。